ACSES ニュースレター_２０６１号（2021 年 3 月 23 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇労働災害発生状況<厚生労働省>
◇その他の事故、事件
・宇宙線で誤作動、年間 3 万件　通信装置、NTT 推定<Web 報道>
◇事故、事件の続報
・「最悪のタイミングだ」ルネサス工場火災、在庫は枯渇…<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・大麻に高額詐欺バイト、誘われたら？　大学生が動画制作<新聞報道>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・伊方原発訴訟、住民側が抗告断念　決定確定なら 11 月末に運転再開<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 医薬品
◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 85 号）<官報>
◇動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 10 号）<官報>
[4] 食品安全衛生関係
◇「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」を一部改正しました<消費者庁>
[5] 廃棄物関係
◇紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 13 号）
◇ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 14 号）
◇ごみ焼却場 CO2 丸ごと資源化　東芝、25 年にも実証へ<新聞報道>
◇全国唯一「レジ袋禁止」の市　2 カ月後、どうなったのか<新聞報道>
[6] 温暖化対策関係
◇大学の温暖化対策、道半ば　温室ガス目標、半数持たず<Web 報道>
[7] 環境安全関係
◇環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第 18 号）<官報>
◇規制されたはずのフロンどこから？　日韓データで判明<新聞報道>
[8] その他省庁発表　　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　　２件
[10] その他　　１件
[付録]

花大根（ハナダイコン）

◇名城大学とハローワーク名古屋中が中部地区で初となる「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」を締結します
　～外国人留学生の国内企業への就職・定着を早期からサポート～〈厚生労働省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇労働災害発生状況

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和３年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	26	3	0	5	7	8	22	0	0	2	0	3	2	0	0	0	12	0	0	0	0	90
製造業	3	0	0	1	0	1	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
鉱業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設業	14	1	0	1	6	2	5	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	36
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陸上貨物運送事業	2	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	11
港湾運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
農業、畜産・水産業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
第三次産業	5	1	0	0	0	1	5	0	0	1	0	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	19
商業	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	7
うち小売業	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
接客・娯楽	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
うち飲食店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清掃・と畜	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
警備業	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4

――――――――――――――――――

◇*その他の事故、事件*

・宇宙線で誤作動、年間３万件　通信装置、NTT 推定

＜共同通信　2021 年３月 21 日＞　https://www.47news.jp/6000338.html

宇宙から降り注ぐ放射線（宇宙線）によって電子機器が一時的に誤作動する「ソフトエラー」と呼ばれる現象が、NTT の国内ネットワーク通信装置で少なくとも年間約３万～4 万件起きていると推定されることが 21 日、同社などへの取材で分かった。大半は機器の安全装置などで自動修正されるが、専門家は通信障害につながった可能性もあると指摘している。

国内の情報インフラを支える通信装置でのソフトエラー発生規模が明らかになるのは初めて。

宇宙線が大気圏の酸素や窒素に衝突すると中性子が発生する。ソフトエラーはこの中性子が電子機器の半導体にぶつかり、誤作動を起こす。

◇*事故、事件の続報*

・「最悪のタイミングだ」ルネサス工場火災、在庫は枯渇…

＜朝日新聞　2021 年３月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3P6WBTP3PULFA002.html

半導体大手ルネサスエレクトロニクスの那珂工場（茨城県ひたちなか市）で主力の生産棟が焼けた火災をめぐり、同社は 21 日、生産再開は早くても１カ月後になるとの見通しを示した。今回、被災し稼働を停止した生産棟は、同社の中でも最先端の製品を手がけ、生産規模も最大。自動車向け半導体の世界的な不足をうけてフル生産が続いていただけに、自動車業界への更なる打撃となるのは必至だ。

「全力を投じまして、何とか１カ月以内での生産再開にたどり着きたい」

火災発生から２日半が経った 21 日午後に開いた記者会見で、ルネサスの柴田英利社長は製造装置が黒こげになった現場の写真などを示しつつ、再開時期の目標を語った。ただ、再開には焼損した製造装置を入れ替える必要がある。1 カ月で元の稼働状況に戻す目標は、スムーズに装置が調達できるなど、「すべてがうまくいけば」（柴田社長）という条件付きだ。

ルネサスは、自動車の走行を制御する半導体「マイコン」で市場の約２割を握る世界的な大手。それだけに、工場が災害に遭うたびに自動車生産への影響が取りざたされてきた。2011 年の東日本大震災では那珂工場が被災し、約３カ月にわたって生産が停止。世界の自動車生産が滞る一因となった。

今回は、マイコンなど自動車向け半導体が世界的に不足し、国内外の自動車メーカーが減産を迫られる局面で、火災の発生と稼働の一部停止となった。ルネサスも半導体不足の解消に向けて、世界中から委託注文が集中して納期が長期化していた台湾積体電路製造（TSMC）への委託分の一部を自社生産に切り替え、火災があった生産棟で製造していた。経済産業省幹部は「半導体不足を乗り切るための態勢ができつつあったのに。最悪のタイミングだ」と嘆く。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・大麻に高額詐欺バイト、誘われたら？　大学生が動画制作

＜朝日新聞　2021 年３月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3M76VWP3MTIPE00Q.html

犯罪に手を染める若者を減らすため、福岡県内の大学生７人が県警からの依頼で犯罪防止の啓発動画２本を制作した。それぞれ、大麻乱用とニセ電話詐欺への加担をしないよう呼びかけている。県警のホームページなどで配信している。

７人は非行防止の見守り活動などをする公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会の学生サポーター。県警は新型コロナの影響で街頭での広報が制約される中、動画を若者目線で作ってもらおうと協力者を募ったという。

飲み会で友人から「みんな普通にやっている」と大麻を勧められた。高額な報酬にひかれてキャッシュカードをだまし取るバイトをした。動画にはそんな若者が登場し、その後のてんまつがリアルに描かれる。７人は県警から実例を聞いてシナリオやセリフを考え、自ら若者役で出演もした。

19 日には県警本部で感謝状の贈呈式があった。那須重人少年課長は「絶対犯罪に手を染めてもらいたくないという強いメッセージが伝わる作品になった」。制作した九州国際大４年の松永風花さん（22）は「軽い言葉で誘われるかもしれないが、きちんと断る気持ちが大切だ」と話した。

少年課によると、昨年大麻事犯で検挙された少年は、統計が残る 1973 年以降で最多の 62 人。特殊詐欺に加担したとして検挙された少年は 13 人いた。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・伊方原発訴訟、住民側が抗告断念　決定確定なら 11 月末に運転再開

＜共同通信　2021 年 3 月 20 日＞　https://www.47news.jp/national/genpatsu/5995573.html

四国電力伊方原発 3 号機（愛媛県伊方町）の運転を容認した 18 日の広島高裁異議審決定について、運転差し止めを申し立てた住民側は 20 日、最高裁への抗告を断念する方針を固めた。異議審決定が確定すれば、今年 11 月末に 3 号機の営業運転が再開する見通し。

関係者によると、住民側弁護団は 20 日午前、ウェブ会議で今後の対応を話し合った。抗告して最高裁が異議審決定を追認した場合、各地の同種裁判に悪影響を与える恐れがあると判断。抗告せず、山口地裁岩国支部で係争中の本訴に専念することを確認したという。

3 号機は 2019 年 12 月から定期検査のため停止中。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 3 月 22 日版）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17523.html

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00244.html

・国内の発生状況について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17532.html

・「新型コロナウイルス感染症について」を掲載しました　。

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3 月 21 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17515.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 51 号）

［官報］　令和 3 年 3 月 22 日　本紙　第 456 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210322/20210322h00456/20210322h004560003f.html

〇厚生労働省令第 51 号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三第二項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 22 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（特別の事情） **第二条の六**　令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　災害、令第一条の三第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。）	（特別の事情） **第二条の六**　令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設）

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（説明と同意の取得） **第五条の二**　（略） ２　被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、それぞれ当該各号に定める者が当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。 一～三　（略）	（説明と同意の取得） **第五条の二**　（略） ２　被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。 一～三　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(3/22 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(3/12 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

---

・女性の論文著者、コロナ後に急減　育児・家事の負担偏る

＜朝日新聞　2021 年 3 月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3L44JSP3HULBJ01Q.html

新型コロナウイルスの感染拡大は、研究の世界のジェンダー格差も広げている。男性研究者に比べると、女性研究者が発表する論文の割合がコロナ禍前よりも減っていることが、データで示された。休校や外出自粛などにより増えた子育てや家事の負担が、女性研究者に偏っているためだ。

デンマーク・オーフス大の研究者らは、医学系の雑誌 629 誌を対象に、2020 年 1～6 月に掲載された米国発の新型コロナ関連の論文 1893 本と、19 年に発表された米国発の全論文 8 万 5373 本を比べた。

うち女性研究者が、研究に最も貢献したとされる「筆頭著者」である割合は前年に比べ 14%減っており、とくに感染者が急増した 3、4 月の減少幅が大きかった（https://doi.org/10.7554/eLife.58807 別ウインドウで開きます）。

論文ごとの女性著者の割合も、前年より 5%減っていた。19 年の論文では、女性が筆頭著者の割合が 38%、論文ごとの女性著者の割合が 35%だったことから、もともと女性の論文発表数は男性より少ないというギャップがあった。

研究チームは「コロナの感染拡大がジェンダー格差を広げた可能性があり、医学研究は大きな課題に直面している」と指摘した。

経済学の分野でも同じ傾向が出ている。

英ケンブリッジ大の研究者らは、米国や英国の研究機関に投稿された論文について、15～19 年と 20 年のそれぞれ 1～4 月分を比べた。

4 カ月間の論文総数は、過去 5 年の平均は 606 本だったが、昨年は 798 本と、新型コロナの経済への影響に関する論文が増えたことがわかる。

女性著者が占める割合は、いずれも約 20%だったが、新型コロナに関する論文に限定すると、12%にとどまった（https://doi.org/10.17863/CAM.57979 別ウインドウで開きます）。

研究チームは「女性研究者は進行中の研究をなんとか続けているものの、新型コロナの世界的流行という新たな研究には、十分に取り組めていない」と指摘する。

女性はリスクを嫌う傾向があるという研究報告もあり、新しいテーマを研究対象とすることに慎重になっていることも、理由として考えられるという。

****

[3] *医薬品等*

◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 85 号）

［官報］ 令和 3 年 3 月 22 日　本紙　第 456 号　6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210322/20210322h00456/20210322h004560006f.html

○厚生労働省告示第 85 号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和 3 年 3 月 22 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一～二百十九　（略） 二百二十　リソカブタゲン　マラルユーセル	一～二百十九　（略） （新設）

◇動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 10 号）

［官報］ 令和 3 年 3 月 22 日　号外　第 62 号　11～12 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210322/20210322g00062/20210322g000620011f.html

○農林水産省令第 10 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第一項及び第二項、第四十九条第一項並びに同法第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 22 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第一条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前

別表第二（第百六十三条関係） 毒薬 一～三　（略） 四　チルジピロシン及びその製剤。ただし、一ミリリットル中チルジピロシンとして四〇ミリグラム（力価）以下を含有する注射剤を除く 五～六　（略） 劇薬 一～三十一　（略） 三十二　一ミリリットル中チルジピロシンとして四〇ミリグラム（力価）以下を含有する注射剤　（新設） 三十三～五十五　（略）	別表第二（第百六十三条関係） 毒薬 一～三　（略） （新設） 四～五　（略） 劇薬 一～三十一　（略） （新設） 三十二～五十四　（略）
別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤 並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。 一～七十四　（略） 七十五　チルジピロシン 七十六～百四十四　（略）	別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤 並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。 一～七十四　（略） （新設） 七十五～百四十三　（略）

****

[4] ***食品安全衛生関係***

◇「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」を一部改正しました

＜消費者庁　2021 年 3 月 22 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/notice/

【食品関連事業者向け】機能性表示食品の届出について

****

[5] ***廃棄物関係***

◇紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 13 号）

［官報］　令和 3 年 3 月 22 日　本紙　第 456 号　4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210322/20210322h00456/20210322h004560004f.html

〇経済産業省令第 13 号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年３月 22 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

◇ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 14 号）

［官報］　令和３年３月 22 日　本紙　第 456 号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210322/20210322h00456/20210322h004560004f.html

〇経済産業省令第 14 号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年３月 22 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十二年度までに七十五パーセント」を「令和七年度までに七十六パーセント」に改める。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

◇ごみ焼却場 CO2 丸ごと資源化　東芝、25 年にも実証へ

＜朝日新聞　2021 年３月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3M7HTSP3MPLBJ00G.html

東芝は、二酸化炭素（CO2）を電気分解し、燃料や化学製品の原料にする技術の大規模化に成功した。ごみ焼却場から排出される CO2 をまるごと資源化できるといい、2025 年ごろの実用化を目指す。22 日からオンラインで開催される電気化学会で発表する。

CO2 は地球温暖化の原因になるため、大気中に出さず、吸収・資源化する技術が注目されている。例えば CO2 から一酸化炭素（CO）を作り、さらにメタノールを合成することなどが考えられている。メタノールは、燃料や接着剤、医薬品などの材料になる。

このような技術は、CO2 と水から炭水化物を作り出す植物の光合成になぞらえ、「人工光合成」と呼ばれることがあるが、処理速度が遅く、ごみ処理場や火力発電所のように大量に排出される CO2 の処理は現実的ではなかった。

東芝は燃料電池の技術を応用し…

◇全国唯一「レジ袋禁止」の市　２カ月後、どうなったのか

＜朝日新聞　2021 年３月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3N7FQ7P3MPLZB014.html

駅前のスーパーで食料品や洗剤を買って、会社員の田沢亮一さん（35）はカバンから取り出したマイバッグに詰め込んだ。

「お店で袋を買ったら 10 円以上かかるから。マイバッグの持ち歩きは、慣れれば意外と不便ではない」

全国唯一のプラスチック製レジ袋提供禁止条例を施行した京都府亀岡市。プラレジ袋は昨年７月から全国で有料化され

たが、同市では今年１月から提供が禁止された。
対象はチェーン店を含む約 700 の小売店。代用品として紙袋（有料）も開発する徹底ぶりだ。
取材で市を訪れた３月、スーパーやコンビニ、バス停などで見かけた啓発ポスターは、レジ袋のキャラクターがこう呼びかけていた。「バイバイ！」

亀岡市外から来た人も、もらえない

市外からたまたま亀岡市にやってきた人も、レジ袋はもらえない。
隣の南丹市の主婦、片山博子さん（87）は週１回ほど、車で亀岡のスーパーに買い物に来る。当然、マイバッグ持参。それも複数。忘れた友人に渡すためだ。「南丹市で買い物するときもレジ袋をもらわなくなった。環境に優しい取り組みです」
環境は市にとって大事な問題だ。レジ袋の条例ができたのも、自然環境を守るため。亀岡に年間約 300 万人を超す観光客がやってくるのは、保津川・保津峡の素晴らしい景観のおかげだからだ。
だが近年、川岸にはプラごみが目立っている。市は昨年８月から、保津川に流れ込む５河川でごみのモニタリング調査を定期的に実施している。今年２月の調査では、たばこの吸い殻についでポリ袋が多かった。

底引き網に色とりどりのプラごみ　漁師の回収に記者同行

主なスーパーや商業施設で市が実施したマイバッグ持参率調査では、2019 年４月時点では５割程度だった持参率が、今年１月末時点では９割超。広まったという見方もできるが、100%ではない。
３月に市内のホームセンターで園芸用品を買った 60 代男性は、マイバッグが「やっぱり不便」と一言。スーパーで商品として売っているプラスチック袋を買うこともあると明かした。
桂川孝裕市長は２月下旬、取材に「不便さを感じている人がいるのは確か」と語る一方で、「市民の意識は変わってきている」と評価した。

紙袋には市が補助金

日替わり弁当やお総菜を買いに、毎日 50 人ほどが亀岡市篠町の弁当店マミーズデリにやってくる。
「1 人で 5、6 人分を買ってい…

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇**大学の温暖化対策、道半ば　温室ガス目標、半数持たず**

＜共同通信　2021 年３月 21 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/43d0bd21a931acf5646db573f461ec299c10d641
地球温暖化対策に関する環境団体の調査に回答した東京都内の大学のうち、ほぼ半数が温室効果ガス排出削減の目標や計画を策定していないことが 21 日までに分かった。関西圏の大学を対象にした調査でも同様の結果で、都市圏を中心に大学の対策が道半ばだと明らかになった。環境団体は「大学は温室ガス排出源の一つで次世代の教育も担う。率先して対策を進めてほしい」という。
京都大の大学院生らが中心になった組織「脱炭素投資研究会」などが、139 校に昨年 6～9 月、アンケートを実施。そのうち 49 校から回答があり、23 校（47%）が排出削減の目標や計画を「持っていない」と回答した。

****

[7] ***環境安全関係***

◇**環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第 18 号）**

［官報］　令和３年３月 22 日　号外　第 62 号　15～142 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210322/20210322g00062/20210322g000620015f.html

○環境省告示第 18 号

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する環境物品等の調達の推進に関する基本方針を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公表する。
令和３年３月 22 日　　環境大臣　　小泉進次郎

環境物品等の調達の推進等に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第２条第２項の法人を定める政令（平成 12 年政令第 556 号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減

に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても。この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

１．国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

⑴　環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講ずることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 24 条［環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進］及び循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 19 条［再生品の使用の促進］の趣旨に則るものである。

また、地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。さらに、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年５月 13 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年５月 13 日閣議決定）並びに「循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年６月 19 日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある。

⑵　環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。）第７条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成一公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

①　物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

②　環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚

染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③　各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第 11 条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークや Web 会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、ＷＴＯ政府調達協定（特に同協定第 10 条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

２．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

⑴　基本的考え方

ア．特定調達品目の基本的事項

特定調達品目は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで。環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するものである。

イ．判断の基準等の基本的事項

特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるものである。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、同一事項において複数の基準値を設定する。

また、全ての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。なお、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準値１」を、最低限満たすべきものとして「基準値２」を設定する。各機関において、可能な限り「基準値１」による調達を推進するものとし、早期に「基準値２」から「基準値１」による調達への移行が期待される。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであることから、環境負荷の低減に直接的又は間接的に関連しない品質、機能、価格等の調達される物品等に期待される事項については規定しないものとする。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ。学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．特定調達物品等の調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとに定められたそれぞれの目標の立て方に従って、毎年度、特定調達物品等に係る調達目標を設定するものとする。

オ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは。地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また。公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検

討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ。ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

⑵　各特定調達品目及びその判断の基準等

別記のとおり。

⑶　特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても。その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関において積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

３．その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

⑴　調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制には全ての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

⑵　調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

⑶　調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

⑷　関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

⑸ 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者を始めとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

⑹ 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。また、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

別　記　　―省略―

１．　定義
２．　紙類
３．　文具類
４．　オフィス家具等
５．　画像機器等
６．　電子計算機等
７．　オフィス機器等
８．　移動電話等
９．　家電製品
１０．　エアコンディショナー等
１１．　温水器等
１２．　照明
１３．　自動車等
１４．　消火器
１５．　制服・作業服等
１６．　インテリア・寝装寝具
１７．　作業手袋
１８．　その他繊維製品
１９．　設備
２０．　災害備蓄用品
２１．　公共工事
２２．　役務
２３．　ごみ袋等

◇<u>規制されたはずのフロンどこから？　日韓データで判明</u>

＜朝日新聞　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3K6DNZP3CULBJ00G.html

有害な紫外線から生き物を守り、「地球の宇宙服」に例えられるオゾン層。これを破壊し、地球温暖化の原因にもなる化学物質の大気中濃度は国際的な取り組みにより減少してきたが、一時その動きが鈍化した。なぜか。原因に迫ったのは日本を含む国際的な監視網だった。

世界が取り組んだフロン規制

オゾン層破壊物質を規制するモントリオール議定書は 1987 年に採択され、見直しを重ねながら今に至る。この間、トリ

クロロフルオロメタン（CFC11）など破壊力の強い特定フロンが 96 年に先進国、2010 年に途上国で生産全廃となるなど取り組みは進んだ。

CFC11 はエアコンや冷蔵庫の冷媒、建築用断熱材の発泡剤などとして、発明から 50 年間あまり広く使われた。当初はオゾン層への悪影響がわからず、大気中濃度は 80 年代まで上昇を続けたが、90 年代から下降に転じて規制の効果は表れていた。

■濃度減少の鈍化…

****

[8] ***その他省庁発表***

◇日本産業規格（経済産業省、国土交通省）

［官報］ 令和３年３月 22 日　号外　第 62 号　146～147 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210322/20210322g00062/20210322g000620146f.html

令和３年３月 22 日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 19 条の規定に基づき公示する。

令和３年３月 22 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

記

―化学物質関係分のみ抽出記載―

アンチモン（試薬）	K8080
アンモニア水（試薬）	K8085
塩化カルシウム二水和物（試薬）	K8122
塩素酸カリウム（試薬）	K8207
硝酸（試薬）	K8541
硝酸アルミニウム九水和物（試薬）	K8544
硝酸銀（試薬）	K8550
炭酸アンモニウム（試薬）	K8613
硫酸カルシウム二水和物（試薬）	K8963
硫酸マグネシウム七水和物（試薬）	K8995

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 54 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和２年度第 14 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について　　３月 26 日

＜厚生労働省　2021 年３月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17504.html

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの先行接種者健康調査について

（３）その他

・健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報利活用ワーキンググループ　民間利活用作業班（第7回）の開催（開催案内）　　３月25日、WEB開催

＜厚生労働省　2021 年３月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17533.html

（１）民間ＰＨＲ事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（案）について

（２）民間利活用作業班報告書（案）について

****

[10] ***その他***

・香川大、非常勤講師約 400 人が委託契約　雇い止めも

＜朝日新聞　2021 年３月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3M6WP2P3MPTLC01G.html

香川大（本部・高松市）が非常勤講師約 400 人と、個人事業主として業務委託契約を結んでいることが 19 日、大学への取材などで分かった。一部の非常勤講師側は「国が定める業務内容を超えている講師もいる」と主張し、直接雇用への切

り替えを求めている。

文部科学省は 2006 年の会議資料で、外部講師に授業を委託する場合、「授業を行う教員の補助的な業務に限定される可能性が高い」としている。具体例に、授業を進行する専任教員のもとでの「英語の授業のコミュニケーション部分」や「実験の授業の機器操作・説明」の担当を挙げる。授業計画の策定や学生の評価は大学の専任教員がするとも記している。

一方、香川大によると、非常勤講師が授業内容を作成し、試験の採点をすることがある。一学期分の授業 15 回すべてを担当している非常勤講師もいるという。

大学側は朝日新聞の取材に対し「非常勤講師には、契約前にこちらの方針に沿う授業内容を決めてもらい、成績評価は最終的には大学が行っている。問題はない」と説明する。業務委託での契約については「審査に時間がかかる直接雇用より、優秀な人材を早く確保できる」としている。

これに対し、香川大で 10 年近く授業をしてきたという非常勤講師の男性は「授業を一人でやってきたのに今年度で雇い止めになったと知らされた」と訴える。

男性が加盟する関西圏大学非常勤講師組合を通して大学側と協議しているが、直接の雇用関係がないため、交渉が難しいという。

組合の江尻彰書記長は「授業の一部を任せるなら問題ないが、授業を全く丸投げしている。それならば直接雇用にすべきだ」と指摘している。

香川大の対応について、文部科学省は取材に「個別の労働問題については司法の判断に任せる」と答えている。

****

[付録]

◇名城大学とハローワーク名古屋中が中部地区で初となる「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」を締結します
～外国人留学生の国内企業への就職・定着を早期からサポート～

＜厚生労働省　2021 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17487.html

厚生労働省は、名城大学とハローワーク名古屋中が、中部地区で初（全国では３例目）となる外国人留学生の国内就職支援に関する協定を締結し、その締結式を３月 29 日（月）に開催するのでお知らせします。

日本における大学などの外国人留学生は、65%が日本国内の就職を希望しているにもかかわらず、実際の国内就職率は 35%に止まっています（参考１）。その原因として、「日本の就職活動の仕組みがわからない」という、日本特有の就職活動への情報不足が上位の課題に挙げられており、「留学生用就職情報の充実」の必要性が指摘されています（参考２）。

そのため、厚生労働省は、この官学連携協定により外国人留学生を留学早期からその後の就職・定着まで一貫してサポートすることで、日本の経済活力と潜在成長力を高めることが期待できる高度人材の「卵」とも言うべき外国人留学生の国内就職促進を目指します。

厚生労働省は、今後も協定の締結などを進め、外国人留学生の国内就職促進に取り組んでいきます。

連携協定「締結式」の開催概要

１日時：令和３年３月29日（月）10時30分～11時00分　　２場所：名城大学　天白キャンパス

協定のポイント

ハローワークの役割

留学間もない時期からの就職に関する情報提供のための講師派遣

インターンシップ、企業説明会、就職面接会などの情報提供

既卒者への支援、就職後の職場定着に関する支援

大学の役割

学内留学生へのハローワークの支援内容の情報提供

ハローワークが実施する支援内容への参加実績の把握、評価など

大学キャリアセンターにおけるハローワーク支援内容も踏まえた個別相談

********** 以上 **********